



労基署便り 令和7年度 No.10

大河原労働基準監督署



令和7年1月～12月労働災害発生状況

※新型コロナウイルス感染症による災害を除く
(令和8年1月8日現在速報値)

	大河原労働基準監督署管内			宮城労働局管内		
	R6	R7	前年比	R6	R7	前年比
製造業 計	42	45	3	429	399	-30
食料品製造業	13	19	6	191	187	-4
機械金属製造業	16	14	-2	124	107	-17
建設業 計	18	26	8	242(3)	260(2)	18(-1)
土木工事業	7	8	1	69(2)	72(1)	3(-1)
建築工事業	9	8	-1	133	126(1)	-7(1)
その他の建設業	2	10	8	40(1)	62	22(-1)
運輸交通業 計	11	5	-6	319(1)	329	10(-1)
道路貨物運送業	9	4	-5	283	283	0
商業	24	28	4	404	420	16
社会福祉施設	8	6	-2	226	226	0
全産業	149	164	15	2223(11)	2281(6)	58(-5)

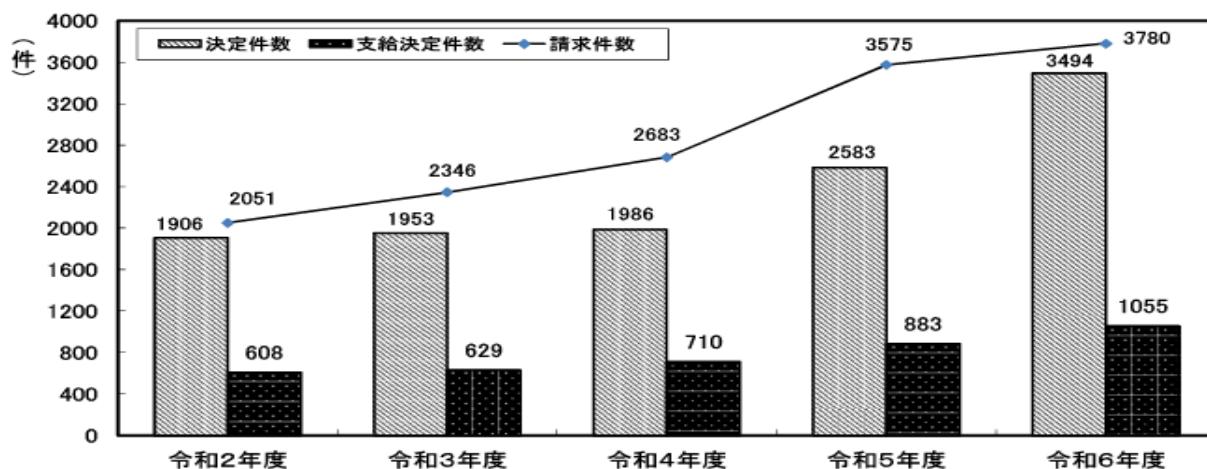
※1 休業4日以上の死傷労働災害（労働者死傷病報告による）の数値。前年比は死傷者数（人）、（ ）は内数で死者数。

※2 機械金属製造業は、鉄鋼業・非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業の合計。
あけましておめでとうございます。

令和7年の労働災害（休業4日以上）の発生状況につきましては、年間を通じて令和6年の発生件数を上回りながら推移するという残念な結果となりましたが、死亡災害に着目しますと、宮城県内では、令和6年に比して大幅に減らす（5名減）ことができ、当署管内では2年続けて「死亡災害ゼロ」を達成しました。しかしながら、県内で6名もの尊い命が失われたことを重く受け止め、あらためて「死亡災害を発生させない」という強い思いをもって様々な取組を行ってまいりますので、本年もよろしくお願い申し上げます。

○業務上の精神障害事案の増加について

業務災害に係る精神障害の請求、決定及び支給決定件数（厚生労働省発表）



精神障害に係る労災請求事案が全国的に増加しています。この4年間で請求件数は1.84倍、支給決定件数は1.74倍になっています。令和6年度の支給決定件数1055件のうち、88件は自死です。令和6年度の宮城県内における支給決定件数は16件であり、そのうち自死は4件でした。

今後、すべての事業場に対してストレスチェックが義務付けられるなど、企業に求められることが増えてきていますが、積極的な対応をお願いします。



詳しくはこち
ら



現在、第14労働災害防止計画（2023年4月から2028年3月までの期間）に基づく取組を行っていただいているところですが、この計画の重点施策8項目の一つに「職場におけるメンタルヘルス対策」が挙げられており、「メンタルヘルスに取り組む事業場の割合を80%以上にする」、「自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を50パーセント未満」とする目標が掲げられていますので、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づいた対策を講じることにより目標を達成しましょう！

○化学物質管理強調月間について

厚生労働省は、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るため、2月を「化学物質管理強調月間」として化学物質対策の取組推進を図っています。

スローガンは、**慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方**です。

強調月間時における取組事項は、

- ① 日常の化学物質管理の総点検の実施
 - ・化学物質管理者の選任状況（権限付与、氏名掲示等）の確認
 - ・安全データシート（SDS）等による危険有害性等の確認
 - ・SDS等で把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施
- ② 事業者等による職場巡視
- ③ 事故等緊急時の災害（有害物の漏えい、酸素欠乏等）を想定した実地訓練等の実施
- ④ スローガン等の掲示



GHSナビゲーションキャラクター
「Chemi（ケミ）」

などです。

また、宮城労働局と宮城労働基準協会の共催による「化学物質管理セミナー」（2月13日（金））が開催されるほか、当署でも「新たな化学物質規制に関する説明会」（2月16日（月））を開催しますので是非ともご参加ください。



化学物質管理セミナー（2月13日）

新たな化学物質規制に関する説明会（2月16日）

転倒災害に注意！転倒災害に注意！転倒災害に注意！

発行：大河原労働基準監督署
(TEL: 0224-53-2154)

柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。

労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係までお願いします。